

事監契第 220318001 号  
技 積第 220318001 号  
令和 4 年 3 月 18 日

本社内関係各長 殿  
各地方機関の長 殿

事業監理部長  
技術企画部長  
(公印省略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条  
の基準及びその取扱いについて (通達)

工事及び役務 (以下「工事等」という。) の請負契約についての独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程 (平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。) 第 25 条に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準及びその取扱いを下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

## 記

### 1 契約事務規程第 25 条の基準及び運用

予定価格が契約事務規程第 24 条に規定する別に定める額を超える工事等の請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の契約事務規程第 25 条に規定する基準及びその運用は、次のとおりとする。

#### (1) 工事の請負契約の場合

その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当役 (独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程 (平成 15 年 10 月機構規程第 69 号。以下「会計規程」という。) 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。) が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、割合の算定は次のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

- (ア) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費（工場製作の場合は間接労務費）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費（工場製作の場合は工場管理費）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

イ 特別なものについては、アの算定方法にかかわらず、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で定める割合とする。

ウ 役務を含む工事を発注する場合は、個別に算出後合算するものとする。

(2) 役務の請負契約の場合

その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8 まで（測量及び用地測量調査（用地調査等業務を除く）に係る契約については、契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8.2 まで、地質調査に係る契約については、契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで）の範囲内で契約担当役が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、その割合の算定は次のとおりとする。

ア 次に掲げる表の業種区分の業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量、用地測量調査（用地調査等業務）、地質調査及び環境調査以外に係る契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とし、測量及び用地測量調査（用地調査等業務を除く）に係る契約については、10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とし、地質調査及び環境調査に係る契約については、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。

なお、次表に掲げる以外の業種区分（電気設計調査（設計）、機械設計調査（実施設計））に係る契約については、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木設計調査 （外注設計） （環境影響評価）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

業種区分	①	②	③	④
建築設計調査	直接人件費の額	特別経費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
(建物等補償業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
電気設計調査 (調査関係) 電波障害調査	直接人件費の額	その他経費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
機械設計調査 (実施設計以外の設計調査)	直接人件費の額	その他直接費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術報酬の額に10分の6を乗じて得た額
用地測量調査 (土地調査測量)	直接調査測量費の額		諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
(用地調査等業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
(付替道水路財産整理等)	直接作業費の額		諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査 環境調査(公害関係調査、測定、試験、気象観測)	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
財産整理 (土木、建築)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
(電気、機械)	直接人件費の額	その他直接費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術報酬の額に10分の6を乗じて得た額

イ 特別なものについては、アの算定方法にかかわらず、10分の6から10分の8（測量及び用地測量調査（用地調査等業務を除く）に係る契約については、10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2まで、地質調査及び環境調査に係る契約については、10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とする。）の範囲内で定める割合とする。

ウ 複数の業種区分を併せて発注する場合は、個別に算出後合算するものとする。

## 2 調査基準価格の記載

契約担当役は、事務の適正な執行を確保するため、会計規程第40条の予定価格を記載した書面に、本基準に基づく具体的金額を調査基準価格として記載しておくものとする。